

令和4年3月16日発生福島県沖地震に係る対応
県内市町村から郡山市への職員派遣について



令和4年4月1日

郡山市税務部

資産税課

課長 和田 光生

ターゲット 13.1

TEL : 924-2091

SDGs ターゲット 13.1 「気候関連災害や自然災害に関する強靱性（レジリエンス）及び適応の能力を強化する」

令和4年3月16日に発生した福島県沖を震源とする地震による「り災証明書」交付のための被害認定調査に対し、災害協定に基づき、会津若松市、白河市、双葉町、湯川村、北塩原村から郡山市へ次のとおり職員を派遣いただきます。

- | | |
|-----------|---|
| 1 目的 | 被災した家屋の被害認定調査 |
| 2 派遣職員・人数 | 会津若松市 1名
白河市 1名
双葉町 1名
湯川村 1名
北塩原村 1名 |
| 3 派遣期間 | 4月4日（月）から4月30日（土）（日祝日除く）交替で派遣 |
| 4 業務内容 | 地震により被災した家屋の被害認定調査 |

※4月4日（月）午後1時に庁議室において、応援職員に対し、市長から謝辞を述べます。